

(5) 避難所における学校給食施設等の活用

災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けては、食事の提供も重要な事項の一つである。適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー対応、メニューの多様化等、質の確保が求められる。その際、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなることから、積極的な活用が期待され、「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用の留意事項」（令和7年1月16日内閣府・文部科学省）において、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について、関係機関で事前に協議し、災害時の体制づくりを進めるよう示されている。

3 熱中症対策に関わる労働安全対策

「労働安全衛生規則」により、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するため、体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられている。

学校給食施設は、調理に伴い熱や蒸気が発生し、高温多湿な環境となりやすいことから、熱中症対策を実施する。

ア 施設設備等の整備

- (ア) 「学校給食衛生管理基準」に示されているドライシステムの導入に努めるとともに、空調（冷房）設備の設置についても進める。
- (イ) 整備に時間を要する場合は、「学校給食衛生管理基準」の内容を踏まえつつ、洗浄・清掃作業時において軽装（半袖白衣等）を導入するなど、柔軟に熱中症対策を行う。
- (ウ) 調理等の業務を外部委託して実施する場合には、当該業務の受託者に対して労働安全衛生規則に基づく義務が課せられ、給食業務従事者の労務管理は受託者において行われる。その場合、施設設備等、受託者が変更する余地のない作業環境については、学校設置者において対応を検討する。実情等を踏まえ、受託者の行う対策に協力する。
- (エ) 施設設備や作業工程・方法等について定期的に点検を実施し、必要な措置を行う。

イ 重症化の防止

- (ア) 自覚症状の有無にかかわらず、作業前後及び作業中に水分及び塩分を定期的に摂取する。
- (イ) 熱中症及び熱中症の恐れがある者、又は発見した者は、ただちに管理者に報告する。
- (ウ) 熱中症、又は熱中症の恐れがある者は、作業離脱をして身体冷却、水分補給を行う。
- (エ) 返事ができない、もうろうしている等の意識の異常がみられる場合は、医療機関へ搬送する。
- (オ) 医療機関までの搬送時や経過観察、回復後は、体調が急変により症状が悪化する恐れがあるため、一人にしない。